

#### 1 4 4. 下水道施設と文化財

技術戦略部 調査役（土木・建築） 高橋光明

先日、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」が世界遺産に登録勧告され、2014年にも、「富岡製紙場と絹産業遺産群」が世界文化遺産として登録されています。世界遺産とは、1972年にUNESCO総会で採択された世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）で定められており、登録件数は約1000余件、日本では19件が登録されています（2015年7月現在）。

もともと世界遺産条約は、1960年代にエジプトでアスワンハイ・ダム建設に際して、遺跡を保護する運動から基本的な考え方が生まれ、条約の採択に至ったものです。

一方、わが国の文化財や名勝を保護する制度として「文化財保護法」があります。奈良や京都などの寺院を訪れた際や美術館・博物館などの展覧会で目にする「国宝・重要文化財」といった言葉や、観光地を訪れた際の「史跡・名勝」などは、文化財保護法に基づいて定められています。

もともと文化財を保護する制度は、明治期の動乱後、国の文化財・名勝の破壊や海外流出などから保護するよう始まったもので、戦後、奈良の法隆寺金堂の火災をきっかけに改めて考え方が見直され今の法律に至っています。

文化財保護法では、建造物や美術品などの「有形文化財」、演芸や工芸技術などの「無形文化財」、貝塚・古墳などの遺跡や庭園・峡谷・山岳などの史跡名勝とともに動物・植物といった「記念物」など、芸術・歴史・文化・民族・風土・習慣・景観などの財産として6分野に分類されています。

先述した奈良や京都などのお寺は建造物、美術館・博物館に展示している絵画・彫刻・陶芸品・書は美術品、人間国宝などと言われる技術の継承などは無形文化財とされています。

このような中、土木施設については、建造物のうち主に近代（産業・交通・土木）に指定され、橋、堤（ダム）、水路、堰、港、隧道（トンネル）といった施設が約80弱指定されています。身近な例では東京の「日本橋」などがあります。また、近代のものではありませんが、熊本の「通潤橋」は、灌漑用水路として江戸時代に熊本城の城壁の技術を用いて作られた施設もあります。

さて、下水道施設に注目するとご存じの方もいらっしゃると思いますが、東京の荒川区にある「旧三河島污水処分場唧筒場（ポンプじょう）施設」の7施設が重要文化財に指定されています。下水道施設を直接に指定しているものはこの施設だけではありませんが、余談として、愛知県にある国宝指定されている「犬山城」という個人所有のお城にある木造「厠（トイレ）」も国宝です。

下水道施設に限らずこれらの土木施設は、建設当初など後の時代に文化財になるなど思いもしなかったでしょうが、人が住みやすい環境を作るため時どきの技術を結晶し建設され、長い時間使い続け、現在に至り、生活や風土・習慣を示す証人として、歴史的・文化的価値として国の文化財に指定されています。

私たちが整備する下水道施設も、今の生活・風土・習慣や現在の技術を結晶させているものです。現在、下水道施設は、老朽化対策や長寿命化といったことが求められています。新たに建設をする施設とともに、既存施設の適切な修繕や施設管理者による維持管理を進め、後の時代にまで長く使い続けていかなければなりません。もしかしたら、後世の人たちによっては身近な下水道や下水処理施設が文化財や遺跡に登録されるかもしれません。